

京都市上下水道局告示第34号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成19年1月26日

京都市公営業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

川尾設備事務所

川尾 実

大阪府茨木市大池1丁目10番33-401

(上下水道局水道部給水課)